

## 「令和3年度生駒市一般会計補正予算(第2回)に係る専決処分の 申入れについて」の説明資料

### 1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」(令和3年3月16日閣議決定)が支給されます。

#### (1)事業名

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

#### (2)対象者

- ①児童扶養手当受給者(令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方)
- ②公的年金等(遺族年金、障害年金等)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方  
※児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方

#### (3)給付額

児童1人につき5万円

#### (4)支給予定日

- ①対象者 令和3年5月11日(児童扶養手当定期支払日)
- ②③対象者 申請により令和3年6月以降

#### (5)対象児童数

- ①871人 ②100人 ③523人

#### (6)事業費

78,909,000円

給付事業費 74,700,000円

給付事務費 4,209,000円

うち委託料	3,542,000円
人件費等	465,000円
消耗品等	202,000円

## (7)補助金

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 補助率:10/10(国)

### 2 専決処分の理由

- (1)事業の目的から早急な支給が求められており、国から児童扶養手当の定期支払日である5月11日の支給が示されていること。
- (2)支払い金額を確定させるためには、児童扶養手当システムの改修、対象者の抽出、対象者への給付金の案内及び受給拒否の周知文書の送付、受給拒否の受付といった作業が必要となり、そのためには、システム開発事業者との契約を4月15日に行わなければならないこと。
- (3)対象金額確定後、4月28日には、指定金融機関に振込データを提出する必要があること。